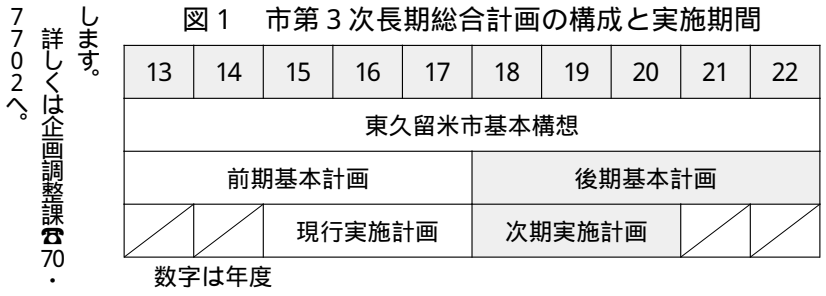


# 安全で安心して暮らせる東久留米市を目指して 後期基本計画(次期実施計画)の 策定作業が始まります!

市では、東久留米市第3次長期総合計画の中の後期基本計画および次期実施計画の策定作業を16年度から行っています。今号では同計画の基本的な考え方などをお知らせ

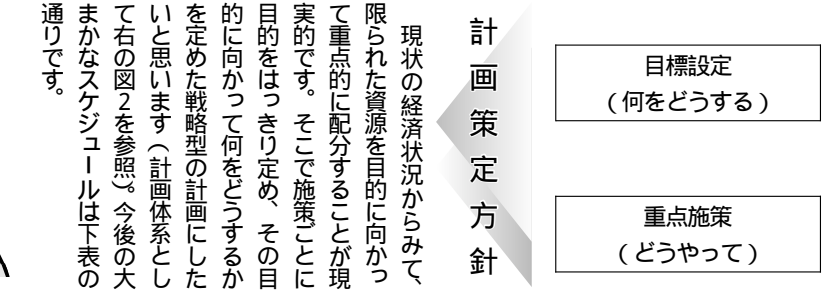
現在進行している東久留米市第3次長期総合計画は、基本構想と基本計画からなり、そ



れぞれ計画期間が、基本構想は13年～22年の10年間、基本計画は13年～17年の5年間となつていきます。  
今回策定作業に入るのは、図1の通り、18年からの向こう5年間の内容を定める基本計画と、向こう3年間の実施計画です。  
新しい基本計画は、14年度から導入した行政評価の結果を参考にしながら、新しく組み替えた施策体系に基づく計画を構築していきます。

【語句解説】  
基本構想「まちづくりの基本的な方向・方針を示すものです。すでに策定されています。  
基本計画「基本構想を実現するための施策大綱に基づいて、計画期間中の課題と方向性を示すものです。  
実施計画「基本計画に基づいて各年度の事業規模や財源内訳を示した、予算編成の指針となるものです」

市民参加の計画策定  
計画の策定は、市民の皆さんの声を聞きながら進めていきます。世論調査、パブリックコメント、論文募集、シンポジウムなどを行い、だれでも参加でき、市に対して意見が伝えられるような参加の自由の障に留意した市民参加方式とします。これらの市民参加



「東久留米市市政世論調査」を実施します

市民の皆様のお声を聞き、効率的でより質の高い行政サービスを目指すために「東久留米市市政世論調査」を実施します。調査は、市に住民登録している20歳以上の方の中から無作為に2000人を抽出し、郵送で調査票を送付させていただきます。調査結果は9月に広報や市ホームページ等で公表するとともに、市で取り組んでいる行政評価制度の各指標値として反映させていただく予定です。調査票が届いた方は、ぜひご協力をお願いします。詳しくは企画調整課行財政等担当 ☎70-7701-7702へ。

市では、市民の皆さんの声を聞きながら後期基本計画を策定していきます。策定作業に着手する前段階で、その第1段として、5月初旬から「フリーテーマのパブリックコメント募集」を、第2段として、5月中旬から「テーマを定めた作文・論文の募集」を行います。

安全で安心して暮らせるまちづくりのために、また、皆さんに選ばれ続けるまちであるために、市はどうなっていくかなくてはならないのでしょうか。一緒に考えてみませんか。

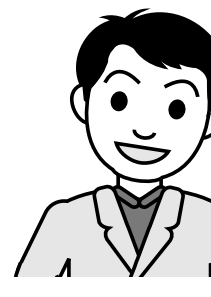


表 計画策定の今後のスケジュール

16年 5月	パブリックコメントの募集 市民意見・論文の募集
8月	庁内策定委員会の立ち上げ 市民シンポジウム
17年 1月	全体像の内部決定
4月	計画(案)中間発表 パブリックコメントの募集
7月	原案の内部決定
9月	計画決定・公表

印は、市民参加や市民の意見を聞くためのイベントです。

今年、桜が例年より早い開花となりました。市内には桜の名所が数多くあります。今号の1面でもご紹介していますが、市民の皆さんが、ぜひお思いの場所をぜひお知らせください。

わたし  
見てある記  
市長 野崎重弥

《上水道》  
水質や浄水所に関する  
問い合わせ窓口が変わりました

水道事業は都からの委託を受けて、市が実施しています。4月1日(木)から水質や浄水所に関する問い合わせ窓口が次の通り変わりました。

【新しい問い合わせ先 郡多摩水道管理室(都水道局多摩水道改革推進本部内)】  
☎042-521-3331

水道料金や給水装置などに関するお問い合わせや相談は、従来通り市水道業務課または水道工務課 ☎71-5184へ。詳しくは同課へ。

「介護保険料仮徴収のお知らせ」  
を送付します

保険料を年金から天引きで納めていただいている方に、(仮徴収)のお知らせをお送りします。

4月・6月・8月の保険料(仮徴収)のお知らせをお送りします。

詳しくは企画調整課 ☎70-7702へ。

男女平等推進センターが  
移転先で業務を再開

4月1日(木)から、男女平等推進センターが移転先で業務を再開しました。新センターでは、専門相談を新たに開始するほか、会議室の貸し出し(有料)を行います。交

流ロビーや図書・資料コーナーは開館時間中いつでもご利用いただけます。旧センター同様、皆さんの利用をお待ちしています。

詳しくは介護福祉課係 ☎501へ。

ご利用ください  
中小企業への  
各種資金融資

市では、市内の中小企業の経営者の皆さんが各種資金融資を利用しやすいよう、16年

【融資額】 運転資金500万円 設備資金700万円 ほか

詳しくは産業振興課労働商工係 ☎70-7743へ。

「相談日時」5月7日から毎月第1金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後零時半

【相談日時】4月12日から毎月曜日(祝日を除く)の午後1時半～4時半(4月分の予約を5日(月)午前9時から受け付けます)

女性弁護士による法律相談「離婚をはじめ、夫婦や親子のこと、夫や恋人からの暴力、働くことをめぐるさまざまな悩みや疑問など、法律上の問題でお悩みのとき、女性

仮徴収保険料の額は、それぞれ2月の年金でお支払いいただいた額と同額です。16年度の介護保険料は7月に決定します。保険料が決定したら、年間保険料額と仮徴収額との差を10月・12月・2月の年金で調整してお支払いいただくこととなります。介護保険料は、40歳以上のすべての方に負担いただきます。

女性のご悩みごと相談「自分自身の生き方、夫婦・親子など家族関係、夫や恋人からの暴力、職場や地域の人間関係に関するご悩み、だれに相談してよいか分からないとき、専門の女性カウンセラーが面接相談に応じます。【相談日時】4月12日から毎月曜日(祝日を除く)の午後1時半～4時半(4月分の予約を5日(月)午前9時から受け付けます)

弁護士が面接相談に応じます。【相談日時】5月7日から毎月第1金曜日(祝日を除く)の午前9時～午後零時半(5月分の予約を23日(金)午前9時から受け付けます) 詳しくは生活文化課男女共同参画係 ☎70-7738へ。

自転車事故が増加の一途をたどっていることも深刻です。自転車のルール・マナーの欠如が叫ばれますが、自転車事故が起す事故には道路交通法・刑事・民事が適用になるとのことです。また、空き巣などの侵入窃盗犯も多いとのことでしたが、無締まり(カギを掛けず)に外出や就寝すること、も多いそうです。さて、4月は新学期で新入児童も多く見かける季節です。お子さんたちを地域で見守っていただけますようお願い申し上げます。